

# 株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目34番14号  
東海エレクトロニクス株式会社  
代表取締役社長 大倉 慎

## 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月25日(火曜日)午後5時25分(当社営業時間終了の時)までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年6月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目34番14号 当社本社 7階A会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第58期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第58期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容改定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokai-ele.co.jp>)に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州の債務危機問題や中国の成長鈍化等の影響により、景気の先行きについて不透明感が払拭できない状況が続いておりましたが、震災復興需要に加え、政権交代後の金融政策の転換に伴う円安の進行と輸出環境の改善および経済政策への期待感による株高などのマインドの改善にも支えられ、次第に景気の本格回復への期待が高まりつつあります。

このような経済環境のもと、当社グループは、2011年度を初年度とする中期経営計画(Business Revolution 2013 : BR13)の2年目となり、海外事業の拡大に向け平成24年8月 アメリカのデトロイトに、平成24年12月には中国の広州に営業オフィスを開設いたしました。これらのオフィス開設により、それぞれの周辺地域での営業力の向上、お客様の現地研究・開発拠点へのデザイン・イン活動及び情報収集活動ならびに新規顧客開拓活動の強化を推進し、中華圏、東南アジアに加え、米国においても営業拠点網の拡充を進め、自動車関連を中心としたビジネスの拡大を図ってまいります。また、当社グループは営業の選択と集中を図り、「お客様と共に歩むエレクトロニクスの技術商社」として、ますますグローバル化が進む事業環境の中で、付加価値の高い提案営業を積極的に展開してまいります。

当社グループの事業分野別における売上は、自動車分野については、日中関係の悪化に伴う中国での生産活動の縮小などにより一時的な落ち込みはありましたが、年度前半にエコカー補助金などの追い風を受けた自動車生産の増加に加え、お客様によるBCP対応に伴う在庫積上げなどにより国内外ともに業績は堅調に推移しました。また、情報通信分野においても、特に東南アジア地区を中心に新規実装ビジネスの受注増加などにより業績は堅調に推移しました。一方、F A・工作機械分野については、昨年度後半より中国の設備投資減少の影響もあり引続き需要が伸び悩んでおります。

また、当連結会計年度におきまして、従業員の福利厚生の一環として加入しておりました総合設立型の厚生年金基金「ナオリ厚生年金基金」より、将来的な運用環境等を勘案し財務面に与える影響を軽減すべく、平成24年10月15日付けにて脱退いたしました。この脱退に伴い発生した厚生年金基金脱退一時金4億8千5百万円を特別損失として計上いたしました。

上記の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は384億3千6百万円(前年同期比3.2%増)となりましたが、利益面では営業利益は6億8千7百万円(前年同期比9.7%減)、経常利益は7億2千8百万円(前年同期比4.7%減)、当期純利益は1億2百万円(前年同期比76.3%減)となりました。

## セグメント別の概況

### ○デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー

自動車分野については、お客様の生産回復に伴い業績が堅調に推移しましたが、情報通信分野においては、欧州市況の冷え込みに加え、スマートフォン及びタブレット端末の普及により市場が大きく変化したことから、パソコン、プリンター向けの部品需要が大幅に減少し、売上高は53億8千4百万円となり前期に比べ10.9%の減少となりました。

### ○デバイス・ソリューション中部・関西 第1/第2カンパニー

自動車分野については、昨年度は東日本大震災の影響により、自動車生産が大幅に減少し厳しい環境であったものの、本年度は日中関係の悪化などによる一時的な落ち込みはありましたが、年度前半には、エコカー補助金などの追い風に加え、お客様のBCP対応による在庫積上げなどにより堅調に推移しました。しかし、FA・工作機械分野においては、欧州金融不安や中国景気の減退により、昨年度後半からの需要低迷が続いており、業績が伸び悩んでいることから、売上高は202億8千1百万円となり前期に比べ2.6%の減少となりました。

### ○オーバーシーズ・ソリューションカンパニー

自動車分野については、北米における自動車生産の回復に加え、中華圏においても車載用電子部品の現地調達化が進んでいることから堅調に推移しました。また、情報通信分野についても、中華圏、東南アジア共に、新規実装ビジネスの受注増加が寄与した結果、売上高は107億8千7百万円となり前期に比べ31.5%の増加となりました。

### ○システム・ソリューションカンパニー

公共施設等のリニューアル工事物件や航空機産業設備の受注は堅調に推移しましたが、FA産業機器については、欧州、中国市場向けが低調であったことから、売上高は19億8千2百万円となり前期に比べ8.8%の減少となりました。

<セグメント別売上高>

(単位：千円)

	売 上 高	前連結会計年度比増減率	構 成 比
	当連結会計年度		
デバイス・ソリューション 関東・甲信越カンパニー	5,384,811	△10.9%	14.0%
デバイス・ソリューション 中部・関西第1/第2カンパニー	20,281,540	△2.6%	52.8%
オーバーシーズ・ソリューション カンパニー	10,787,657	31.5%	28.1%
システム・ソリューション カンパニー	1,982,055	△8.8%	5.1%
合 計	38,436,064	3.2%	100.0%

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。  
 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 平成24年10月1日付けで「デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー」は、「デバイス・ソリューション中部・関西第1/第2カンパニー」に名称変更しております。  
 4. 取扱商品別・部門別の比較表は下表の通りです。

(単位：千円)

		売 上 高	前連結会計年度比増減率	構 成 比
		当連結会計年度		
デバイス事業	M(高機能材料)デバイス部門	3,186,851	△18.7%	8.3%
	E(電子)デバイス部門	9,134,626	△14.0%	23.8%
	S(半導体)デバイス部門	13,344,873	8.3%	34.7%
	海外部門	10,787,657	31.5%	28.1%
計		36,454,009	4.0%	94.9%
システム事業		1,982,055	△8.8%	5.1%
合 計		38,436,064	3.2%	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億6千万円となりました。

その内容の主なものは、基幹系システムのバージョンアップに伴うハードウェアの購入及びソフトウェアの開発、改修ならびに取引申請社内電子決裁システムの導入に伴うハードウェアの購入及びソフトウェアの開発などによる支出であります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、2013年4月1日付けで大倉慎が代表取締役社長に就任し、新しい経営体制をスタートいたしました。創業以来育んできた67年間の伝統を大切に受け継ぎ発展させて行くと共に、世の中の変化のスピードに対応し更なる成長を目指して一層の体制の強化に取り組んでまいります。こうした中、当社グループは2013年を最終年度とする中期経営計画(Business Revolution 2013：BR13)に基づき、下記7点を重要課題として取り組んでおります。

##### ①キャッシュ・フロー重視の経営とバランスシートのより一層の健全化

世の中の変化に対して柔軟にかつ積極的な経営戦略を可能とするため、キャッシュ・フローを重視した経営とバランスシートの更なる健全化を図るべく、資産の最適配分を進めるとともに、将来の財務リスクを最小化するよう取り組んでおります。

##### ②構造改革、営業の選択と集中の継続

経済環境がめまぐるしく変化し、国内外企業との競争が一層厳しさを増す中、経営主導で採算性の向上を図るため、営業・業務プロセスの改善と営業の選択と集中を継続して行うことにより、より一層の体質強化に努めております。

##### ③海外事業拡大と海外営業拠点網拡充

海外事業を拡大するため、中華圏をはじめ東南アジア・米国においても営業拠点網拡充を進めております。

グループ内での情報共有等による高度な情報ネットワークの構築、全社一体となった仕入先開拓機能の強化、品質管理部門による製品・工場監査実施及びその代行・請負体制の強化、各拠点でのISO取得推進による品質ネットワークの構築、グループ拠点網を駆使した総合物流サービス・ネットワークの構築等により海外営業基盤拡大のための体制を整備しております。

##### ④新市場の開拓、マーケティング活動の一層の強化

従来の自動車、情報通信、F A・工作機械分野に加え、既存の市場だけに頼るのではなく、マーケティング部門を中心とした国内、海外一体化したマーケティング活動の一層の強化により、引き続き、環境、エネルギーや医療などの新市場の開拓に積極的に取り組んでおります。

##### ⑤付加価値、品質及び技術力の向上

経済環境の変化、経済のグローバル化が加速する状況下では、国内外において他社との競争がますます厳しくなるものと予測しており、お客様に提案する商品については、これまで以上に利用価値・付加価値の高いものの提供が不可欠であります。

具体的には、海外拠点の品質管理機能の充実により、より良い品質・より安い価格・より高機能な製品の発掘・開拓を強化すると共に、ソフトウェア開発等の技術力に裏付けられた提案を国内外で提供できるよう体制強化に努め、国内外のお客様へのデザイン・イン活動を積極的に展開し、当社ならではの付加価値の高い提案を行っております。

#### ⑥ グローバルベースでの人財育成

マーケティング・営業・設計・開発等それぞれの分野でのスペシャリティを持った人財を育成しております。国内では、ビジネスのグローバル化への対応力強化のため、英語・中国語の語学研修も含めた各種の研修制度を推進し、国内・海外間の人財交流を積極的に進め、社員のスキルアップ・プロ集団化を実現し、国内外で連携しつつ、グローバルベースでお客様のお役に立てる人財育成と組織活性化を推進しております。

#### ⑦ コーポレート・ガバナンスの徹底と内部統制システムの確実な運用

これまでに構築した内部統制体制を更に安定的かつ効果的なものにするために、日々のモニタリングと監査活動の徹底を進め、コーポレート・ガバナンスの面でも引き続き社会から信頼される企業を目指して研修や社内教育等を充実させております。

当社グループは、「基本徹底 (Enforce Fundamentals)」と「Quality First for Customer!」の経営ビジョンに沿い、全社員が社業発展に向けた改善への努力により業績拡大に努めてまいります。また、管理体制面ではコンプライアンスを徹底し、内部統制機能の強化と経営体質の改善に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	29,413	36,487	37,239	38,436
経 常 利 益 (百万円)	335	894	764	728
当期純利益 (百万円)	168	463	430	102
1株当たり当期純利益	15円77銭	43円32銭	40円15銭	9円52銭
総 資 産 額 (百万円)	17,218	17,905	17,694	16,912
純 資 産 額 (百万円)	9,415	9,611	9,857	10,036
1株当たり純資産額	877円89銭	895円89銭	916円58銭	932円58銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	平成21年度 第55期	平成22年度 第56期	平成23年度 第57期	平成24年度 第58期(当期)
売 上 高 (百万円)	22,228	28,027	28,447	27,195
経 常 利 益 (百万円)	236	701	518	658
当期純利益 (百万円)	91	298	249	111
1株当たり当期純利益	8円53銭	27円94銭	23円32銭	10円41銭
総 資 産 額 (百万円)	15,840	16,658	15,900	14,995
純 資 産 額 (百万円)	9,141	9,300	9,375	9,367
1株当たり純資産額	852円32銭	866円85銭	871円62銭	870円20銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東海オートマチックス(株)	10,000千円	100.0%	自動制御機器販売
東海テクノセンター(株)	30,000千円	100.0%	各種ソフトウェアの開発・販売
東海ファシリティーズ(株)	10,000千円	100.0%	不動産管理
東海精工(香港)有限公司	HK\$ 55,000千	100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION (S) PTE. LTD.	SNG\$ 4,000千	100.0%	電子部品販売
台湾東海精工股份有限公司	NT\$ 20,000千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION AMERICA, LTD.	US\$ 800千	100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC.	PHP 83,000千	100.0%	電子部品販売
PT. TOKAI PRECISION INDONESIA	US\$ 1,000千	100.0%	電子部品販売
東精国際貿易(上海)有限公司	RMB 1,655千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD.	THB 40,000千	100.0%	電子部品販売
東海精工諮詢(深圳)有限公司	RMB 1,061千	※100.0%	電子部品販売

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、連結される子会社による間接所有の割合であります。  
2. TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD. は、平成25年2月に増資いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループはエレクトロニクス商品の販売及び加工を主な事業としており、事業内容別の主要な取扱商品は次のとおりであります。

		主要取扱商品名
デバイス・ソリューション 関東・甲信越カンパニー 及び デバイス・ソリューション 中部・関西第1/第2カンパニー	M（高機能材料） デバイス部門	銅合金、非鉄金属、化成品、ゴム及び樹脂成形品、インサート成形品、シリコーン樹脂、ガラス繊維及び住設材料、マグネット、強化ガラス、プリント基板材料、各種エンブレ、各種接着剤、その他
	E（電子） デバイス部門	基板アセンブリ及び各種操作ユニット、センサ、スイッチ、コネクタ、LCD、モータ、ディスプレイモータ、エンコーダ、タッチパネル、各種ハーネス、UPS、その他
	S（半導体） デバイス部門	マイコン、カスタムIC、各種IC、ディスクリット、パワーデバイス、半導体モジュール、その他
オーバーシーズ・ソリューション カンパニー		基板、基板実装、FPC、FFC、合金、樹脂成形品、インサート成形品、アルミダイキャスト、半導体、センサ、LCD、コネクタ、スピーカ、各種ハーネス、その他
システム・ソリューション カンパニー		基板アセンブリ、ハーネス・ケーブルアセンブリ、省力機器、操作設定機器、空調自動制御機器、中央監視装置、情報通信システム、省エネ・省CO <sub>2</sub> システムの設計・施工・メンテナンス、各種インライン検査装置、マイコンの開発・設計、ソフトウェアの開発、システムLSIの設計・支援、その他

(注) 平成24年10月1日付けで「デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー」は、「デバイス・ソリューション中部・関西第1/第2カンパニー」に名称変更しております。



(8) 主要な拠点等 (平成25年3月31日現在)

①当 社

本 社 名古屋市中区栄三丁目34番14号

名古屋支店 東京支店 大阪支店 安城支店  
小牧支店 津支店 松本支店 沼津支店  
熊谷支店

②子会社等

国 内

東海オートマチックス(株) (名古屋市中区)  
東海テクノセンター(株) (名古屋市中区)  
東海ファシリティーズ(株) (名古屋市中区)

海 外

東海精工(香港)有限公司 (中国・香港)  
TOKAI PRECISION (S) PTE. LTD. (シンガポール)  
台湾東海精工股份有限公司 (台 湾)  
TOKAI PRECISION AMERICA, LTD. (ア メ リ カ)  
TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC. (フィリピン)  
PT. TOKAI PRECISION INDONESIA (インドネシア)  
東精国際貿易(上海)有限公司 (中国・上海)  
TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD. (タ イ)  
東海精工諮詢(深圳)有限公司 (中国・深圳)

(9) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
310 名	+ 4 名

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 31,214,000株  
(2) 発行済株式の総数 10,725,394株 (自己株式 1,075,922株を除く。)  
(3) 株主数 1,339名  
(4) 大株主

大株主名	持株数	持株比率
OKURA株式会社	1,415,000株	13.19%
江口健三	1,010,504	9.42
牧三枝	840,456	7.83
江口由江	725,639	6.76
株式会社三菱東京UFJ銀行	485,950	4.53
江口志津	431,621	4.02
株式会社メルコホールディングス	308,150	2.87
東海エレクトロニクス従業員持株会	226,584	2.11
株式会社三井住友銀行	200,000	1.86
日本興亜損害保険株式会社	200,000	1.86

(注) 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	新株予約権(株式報酬型ストックオプション)			
	平成18年6月29日 取締役会決議	平成19年6月28日 取締役会決議	平成20年6月27日 取締役会決議	平成21年6月26日 取締役会決議
保 有 人 数 (当 社 取 締 役)	2名	4名	4名	6名
新株予約権の数	4個	12個	12個	16個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的 となる株式の数	4,000株	12,000株	12,000株	16,000株
新株予約権の行使 時の払込金額	4,000円	12,000円	12,000円	16,000円
新株予約権の行使 期間	自 平成19年6月30日 至 平成28年7月10日	自 平成19年7月18日 至 平成38年7月10日	自 平成20年7月16日 至 平成38年7月10日	自 平成21年7月15日 至 平成38年7月10日
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額	該当事項ありません。(注)			
新株予約権の行使 の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使をできるものとする。</li> <li>・新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</li> <li>・上記以外の新株予約権の行使条件については、本総会決議及び当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である権利行使開始日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>・その他の新株予約権の行使条件については、本定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</li> </ul>		
新株予約権の譲渡 に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。			

(注) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

名 称	新株予約権(株式報酬型ストックオプション)		
	平成22年6月25日 取締役会決議	平成23年6月28日 取締役会決議	平成24年6月25日 取締役会決議
保 有 人 数 (当社取締役)	7名	9名	9名
新株予約権の数	18個	24個	24個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的 となる株式の数	18,000株	24,000株	24,000株
新株予約権の行使 時の払込金額	18,000円	24,000円	24,000円
新株予約権の行使 期間	自 平成22年7月21日 至 平成65年7月10日	自 平成23年7月21日 至 平成65年7月10日	自 平成24年7月21日 至 平成65年7月10日
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額	該当事項ありません。(注)		
新株予約権の行使 の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である権利行使開始日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>・その他の新株予約権の行使条件については、本定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</li> </ul>		
新株予約権の譲渡 に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。		

(注) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

(2) 当事業年度中に当社執行役員に対して、職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

名 称	新株予約権(株式報酬型ストックオプション)
	平成24年6月25日取締役会決議
交 付 人 数	4名
新株予約権の数	4個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,000円
新株予約権の行使期間	自平成24年7月21日 至平成65年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	該当事項ありません。(注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社執行役員は、上記の期間内において、当社執行役員の地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>・上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と対象執行役員との間で締結する、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 倉 偉 作	
代表取締役副社長	大 倉 慎	
専務取締役	霜 越 憲 一	営業本部長（品質・環境担当）
専務取締役	笹 川 剛	管理本部長 兼 管理部 部長（情報・I R ・ C S R ・ 危機管理担当）
常務取締役	笹 井 賢 次	営業本部オーバーシーズ・ソリューションカンパニー長 兼 アメリカグループ グループリーダー
常務取締役	中 島 裕 幸	技術本部長
取 締 役	愛 葉 良 夫	営業本部システム・ソリューションカンパニー長
取 締 役	牧 島 賢 治	営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長（品質副担当）
取 締 役	井 田 光 治	営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー長 兼 名古屋支店長
常 勤 監 査 役	梶 田 洋 志	
監 査 役	日下部 康 生	
監 査 役	高 橋 清 八	
監 査 役	松 永 忠 良	

- (注) 1. 監査役 日下部 康生、監査役 高橋 清八、監査役 松永 忠良の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 なお、当社は各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 日下部 康生氏は、当社の社外監査役を6年間務め、当社の事業内容に精通しており、また、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しております。

3. 監査役 高橋 清八氏は、大豊工業株式会社の企業経営者として、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
4. 監査役 松永 忠良氏は、日本電話施設株式会社（現：NDS株式会社）の経理部長及び取締役経営管理本部経営企画室長を経て同社の常勤監査役を勤め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執行役員	鈴木章浩	営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長 兼 Sデバイス第1部 部長
執行役員	水谷法彦	営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー 安城支店長 兼 Eデバイス 部長
執行役員	西出英司	管理本部 経理部 部長
執行役員	谷 一 夫	営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー 東京支店長

6. 平成24年10月1日付けで、「デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー」は、「デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー」及び「デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー」に名称変更しております。
7. 平成25年4月1日付けで下表のとおり異動がありました。また、同日付けにて組織変更があり、その主な変更は以下のとおりです。
  - ①「営業本部」を「国内営業本部」と「海外営業本部」の2本部制にいたしました。
  - ②「マーケティング本部」を新設いたしました。

・取締役

氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
大 倉 偉 作	代表取締役会長	代表取締役社長
大 倉 慎	代表取締役社長 管理本部長（情報・IR・CSR・危機管理担当）	代表取締役副社長
霜 越 憲 一	専務取締役 国内営業本部長 兼 マーケティング本部長（品質・環境担当）	専務取締役 営業本部長（品質・環境担当）
笹 川 剛	専務取締役 海外営業本部長	専務取締役 管理本部長 兼 管理部 部長（情報・IR・CSR・危機管理担当）
笹 井 賢 次	常務取締役 海外営業本部オーバースーズ・ソリューションカンパニー長 兼 アメリカグループ グループリーダー	常務取締役 営業本部オーバースーズ・ソリューションカンパニー長 兼 アメリカグループ グループリーダー
愛 葉 良 夫	取締役 国内営業本部システム・ソリューションカンパニー長	取締役 営業本部システム・ソリューションカンパニー長
牧 島 賢 治	取締役 国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー長 兼 名古屋支店長	取締役 営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長（品質副担当）
井 田 光 治	取締役 国内営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長（品質副担当）	取締役 営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー長 兼 名古屋支店長

・執行役員

氏名	担当及び重要な兼職の状況	
	変更後	変更前
森田 誠	管理本部 副本部長 兼 管理部 部長	管理本部付 担当部長
鈴木 章 浩	国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長 兼 マーケティング本部 車載営業推進部 部長	営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第2カンパニー長 兼 Sデバイス第1部 部長
谷 一 夫	国内営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー 東京支店長 兼 Sデバイス部 部長	営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー 東京支店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	9名	284,941千円
監査役 (内、社外監査役)	4名 (3名)	30,398千円 (17,826千円)
計	13名	315,340千円

- (注) 1. 平成20年6月27日開催の第53期定時株主総会決議による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、年額360,000千円、監査役報酬限度額は、年額45,000千円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 86,920千円（取締役9名 78,319千円、監査役4名 8,601千円）を含めております。
3. 報酬等の額には、平成24年6月25日開催の取締役会決議により取締役に付与いたしました新株予約権 6,719千円（報酬等としての額）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 日下部 康生

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された14回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席しており、企業経営者としての豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。

② 監査役 高橋 清八

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された14回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席しており、企業経営者としての豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。

③ 監査役 松永 忠良

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された14回の取締役会及び14回の監査役会全てに出席しており、財務及び会計に関する豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。



④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	210万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	210万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任いたします。

### (4) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算書類等の監査

当社の重要な子会社のうち、在外子会社においては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

## 6. 会社の体制及び方針

### 基本方針の考え方

当社は「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業であり続ける。」を経営理念としている。また、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定とより透明性の高い公正で効率的な経営実現をコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えている。

当社は、この考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、以下の通り内部統制システムに関する基本方針を定める。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- ①取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「倫理規範」を定める。
- ②法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、CRO（チーフ・リスク・オフィサー：最高リスク管理責任者。コンプライアンス統括責任者を兼ねる。）を社長とし、社長直属の機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進する。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会は随時開催し、開催後速やかに当該議事の内容を取締役に報告する。
- ③部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。
- ⑤当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置を取る。
- ⑥監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理については、管理対象文書、保存期間及び管理方法を規程に定める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ③監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ① リスク管理の全体最適を図るために、社長直属のコンプライアンス・リスク管理委員会が全社的な内部統制、業務プロセスに係る業務処理統制のそれぞれにおいて、組織に損失を与えるリスクを識別し、評価する。
- ② 事業活動に伴う各種のリスク（取引先の信用リスク、品質リスク等も含む）については、それぞれの担当部門と必要なリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- ③ 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。
- ④ 上記②、③のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- ⑤ 監査室は、リスク管理体制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ③ 事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- ④ 事業計画に基づき、予算期間における計数目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ⑤ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようITシステムの整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- ⑥ 監査室は、事業活動の有効性及び効率性について監査を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会、監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときは、速やかにその対策を講ずる。

### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。
- ② 監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

**(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループ全体を対象にした法令遵守体制の構築及びグループ会社の適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

- ①企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する倫理規範を定める。
- ②法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定める。主管部署は、グループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定、研修及びコンプライアンス・ホットラインの周知等、必要な諸活動を推進し管理する。
- ③監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ④グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理等重要な事項については経営会議が、その他の事項については関連部門が適切な指導を行う。

**(7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査室が監査役職務を補助する。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ①監査役は、監査室に対し、自らの職務執行のため必要となる事項を命じることができるものとし、その命令に対し監査室は、担当取締役の指揮・命令を受けない。
- ②監査室の人事に関する事項（異動、評価、懲戒処分等）については、監査役会の同意を必要とする。

**(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ①監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、監査室は内部監査の結果等を報告する。
- ②取締役及び使用人は、重大な法令・定款の違反及び不正行為の事実、または、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。

**(10) その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制**

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>12,683,094</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,423,906</b>
現金及び預金	1,048,996	支払手形及び買掛金	5,860,420
受取手形及び売掛金	8,874,730	未払法人税等	38,472
たな卸資産	2,491,414	賞与引当金	146,285
繰延税金資産	95,349	役員賞与引当金	86,920
その他	172,603	その他	291,808
<b>固定資産</b>	<b>4,229,825</b>	<b>固定負債</b>	<b>452,106</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,131,727</b>	退職給付引当金	370,475
建物及び構築物	1,021,171	その他	81,631
車両運搬具	18,705	<b>負債合計</b>	<b>6,876,012</b>
工具、器具及び備品	52,121	<b>純資産の部</b>	
土地	2,039,729	科 目	金 額
<b>無形固定資産</b>	<b>156,603</b>	<b>株主資本</b>	<b>10,896,628</b>
ソフトウェア	156,603	資本金	3,075,396
<b>投資その他の資産</b>	<b>941,494</b>	資本剰余金	2,511,009
投資有価証券	510,731	利益剰余金	5,733,716
繰延税金資産	229,055	自己株式	△423,493
その他	201,707	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△894,389</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,912,919</b>	その他有価証券評価差額金	151,253
		土地再評価差額金	△757,663
		為替換算調整勘定	△287,979
		<b>新株予約権</b>	<b>34,668</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>10,036,907</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,912,919</b>

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		38,436,064
売上原価		34,140,241
売上総利益		4,295,823
販売費及び一般管理費		3,608,284
営業利益		687,538
営業外収益		
受取利息	807	
受取配当金	9,913	
仕入割引	12,134	
為替差益	12,326	
その他の	9,917	45,099
営業外費用		
支払利息	2,569	
売上債権売却損	1,844	
その他の	6	4,420
経常利益		728,218
特別利益		
固定資産売却益	2,069	
移転補償金	1,491	3,560
特別損失		
投資有価証券評価損	16,613	
減損損失	32,032	
厚生年金基金脱退一時金	485,210	
その他の	517	534,373
税金等調整前当期純利益		197,404
法人税、住民税及び事業税	142,494	
法人税等調整額	△47,218	95,275
少数株主損益調整前当期純利益		102,129
当期純利益		102,129

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,075,396	2,511,009	5,803,598	△423,988	10,966,015
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△171,604		△171,604
当 期 純 利 益			102,129		102,129
自 己 株 式 の 取 得				△686	△686
自 己 株 式 の 処 分			△406	1,180	774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△69,881	494	△69,387
当 期 末 残 高	3,075,396	2,511,009	5,733,716	△423,493	10,896,628

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	105,831	△757,663	△484,612	△1,136,444	27,600	9,857,171
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△171,604
当 期 純 利 益						102,129
自 己 株 式 の 取 得						△686
自 己 株 式 の 処 分						774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	45,421	-	196,633	242,054	7,067	249,122
当 期 変 動 額 合 計	45,421	-	196,633	242,054	7,067	179,735
当 期 末 残 高	151,253	△757,663	△287,979	△894,389	34,668	10,036,907

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されております。

連結子会社の数	12社
連結子会社の名称	東海オートマチックス(株) 東海テクノセンター(株) 東海ファシリティーズ(株) 東海精工（香港）有限公司 TOKAI PRECISION (S) PTE. LTD. 台湾東海精工股份有限公司 TOKAI PRECISION AMERICA, LTD. TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC. PT. TOKAI PRECISION INDONESIA 東精国際貿易（上海）有限公司 TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD. 東海精工咨詢（深圳）有限公司

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東精国際貿易(上海)有限公司、東海精工咨詢(深圳)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有 価 証 券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

車両運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社並びに一部の在外連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の実績額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建債権の一部

③ ヘッジ方針

外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

### 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,179,031千円  
2. 担保に供している資産

建物及び構築物 77,550千円

土地 137,760千円

対応債務 買掛金 50,000千円

3. 取引保証金の代用として差し入れている資産  
投資有価証券 36,113千円  
4. 受取手形割引高 162,199千円

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形 3,268千円

支払手形 2,022千円

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

### 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
長野県松本市	遊休資産	建物

当社グループは、事業用資産については、管理会計上の区分を単位に、遊休資産については、個別の物件毎にグルーピングし、減損損失の判定を行っております。

当該資産については、売却計画が具体的になったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（32,032千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物32,032千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価格により評価しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,801,316株	一株	一株	11,801,316株

### 2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,077,162株	1,760株	3,000株	1,075,922株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,760株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,000株は、ストックオプションの行使による減少であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	85,793千円	8円	平成24年3月31日	平成24年6月28日
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	85,811千円	8円	平成24年9月30日	平成24年11月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	85,803千円	利益剰余金	8円	平成25年3月31日	平成25年6月27日

### 4. 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	92,000株	28,000株	3,000株	117,000株

- (注) 1. 普通株式の新株予約権の目的となる株式数の増加28,000株は、ストックオプションの付与による増加であります。  
2. 普通株式の新株予約権の目的となる株式数の減少3,000株は、ストックオプションの行使による減少であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産（流動）

たな卸資産	16,526千円
未払事業税	2,595千円
賞与引当金	49,339千円
未払費用	15,109千円
たな卸資産未実現利益	10,833千円
その他の	945千円
計	95,349千円

### 繰延税金資産（固定）

長期未払金	19,758千円
退職給付引当金	131,023千円
投資有価証券評価損	25,070千円
減損損失	46,342千円
減価償却費	76,120千円
繰越欠損金	21,510千円
その他の	65,456千円
計	385,282千円

繰延税金資産小計 480,631千円

評価性引当額 △95,325千円

繰延税金資産合計 385,306千円

### 繰延税金負債（固定）

在外子会社留保金	△17,365千円
在外子会社減価償却費	△1,167千円
その他有価証券評価差額金	△51,619千円
計	△70,152千円

繰延税金負債合計 △70,152千円

繰延税金資産の純額 315,154千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金は自己資金で賄っており、資金調達が必要な場合においては、主に手形割引により資金調達しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務について為替の変動リスクを回避するため原則として先物為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	1,048,996	1,048,996	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,874,730	8,874,730	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	505,530	505,530	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,860,420)	(5,860,420)	—
(5) 未払法人税等	( 38,472)	( 38,472)	—
(6) デリバティブ取引	( 3,446)	( 3,446)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	5,200

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額  | 932円58銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 9円52銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

### 退職給付関係

#### 退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、確定給付企業年金制度に加入しております。また、一部の在外連結子会社においては、確定給付型の退職給付制度を採用しております。

#### 1. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△684,921千円
年金資産残高	314,446千円
退職給付引当金	<u>△370,475千円</u>

#### 2. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	40,666千円
総合設立型	43,026千円
厚生年金基金掛金	
退職給付費用	<u>83,693千円</u>

#### 3. 複数事業主制度による企業年金に関する事項

当社及び国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金（ナオリ厚生年金基金）に加入していましたが、将来的な運用環境等を勘案し財務面に与える影響を軽減すべく、平成24年10月15日付けにて脱退しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,521,064</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,218,315</b>
現金及び預金	287,873	支払手形	1,076
受取手形	496,645	買掛金	4,814,181
売掛金	6,706,760	未払法人税等	14,019
商品	1,677,619	未払費用	153,570
未収入金	241,624	預り金	11,765
繰延税金資産	67,958	賞与引当金	103,780
その他	42,581	役員賞与引当金	86,920
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,474,703</b>	その他	33,001
<b>有形固定資産</b>	<b>3,102,032</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>409,500</b>
建物	1,002,121	退職給付引当金	337,120
構築物	15,276	その他	72,380
車両運搬具	14,470	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,627,816</b>
工具、器具及び備品	30,434	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	2,039,729	科 目	金 額
<b>無形固定資産</b>	<b>150,002</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,941,446</b>
ソフトウェア	150,002	資本金	3,075,396
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,222,668</b>	資本剰余金	2,511,009
投資有価証券	501,593	資本準備金	2,511,009
関係会社株式	1,349,078	利益剰余金	4,778,534
長期貸付金	8,806	利益準備金	248,136
保証金	83,020	その他利益剰余金	4,530,397
繰延税金資産	223,395	別途積立金	4,183,000
その他	56,774	繰越利益剰余金	347,397
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,995,768</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△423,493</b>
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△608,162</b>
		その他有価証券評価差額金	149,500
		土地再評価差額金	△757,663
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>34,668</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,367,951</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>14,995,768</b>

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,195,331
売 上 原 価		24,280,405
売 上 総 利 益		2,914,925
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,482,908
営 業 利 益		432,017
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	232	
受 取 配 当 金	169,752	
仕 入 割 引	8,075	
不 動 産 賃 貸 料	34,159	
為 替 差 益	17,837	
そ の 他	10,768	240,825
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,569	
売 上 債 権 売 却 損	1,844	
不 動 産 賃 貸 原 価	9,600	
そ の 他	5	14,019
経 常 利 益		658,823
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,069	2,069
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,613	
減 損 損 失	32,032	
厚 生 年 金 基 金 脱 退 一 時 金	485,210	
そ の 他	2	533,858
税 引 前 当 期 純 利 益		127,033
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	62,500	
法 人 税 等 調 整 額	△47,125	15,374
当 期 純 利 益		111,659



# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,075,396	2,511,009	248,136	4,083,000	507,748	△423,988	10,001,302
当 期 変 動 額							
別途積立金の積立				100,000	△100,000		
剰余金の配当					△171,604		△171,604
当 期 純 利 益					111,659		111,659
自己株式の取得						△686	△686
自己株式の処分					△406	1,180	774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	100,000	△160,350	494	△59,856
当 期 末 残 高	3,075,396	2,511,009	248,136	4,183,000	347,397	△423,493	9,941,446

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	103,801	△757,663	△653,862	27,600	9,375,040
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立					
剰余金の配当					△171,604
当 期 純 利 益					111,659
自己株式の取得					△686
自己株式の処分					774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	45,699	-	45,699	7,067	52,766
当 期 変 動 額 合 計	45,699	-	45,699	7,067	△7,089
当 期 末 残 高	149,500	△757,663	△608,162	34,668	9,367,951

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

① 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 時価のないもの 移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) によっております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10 ～ 50年
構 築 物	10 ～ 40年
車 両 運 搬 具	6年
工具、器具及び備品	2 ～ 20年

#### (2) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の実績額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

- (1)ヘッジ会計の方法 為替予約取引について振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理によっております。
- (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建債権の一部
- (3)ヘッジ方針 外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

## 7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸料」（前事業年度 34,159千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸原価」（前事業年度 10,128千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,081,750千円
2. 担保に供している資産並びに担保付債務は以下の通りであります。
- |            |     |           |
|------------|-----|-----------|
| 担保に供している資産 |     |           |
| 建          | 物   | 77,550千円  |
| 土          | 地   | 137,760千円 |
| 対応債務       | 買掛金 | 50,000千円  |
3. 取引保証金の代用として差し入れている資産 投資有価証券 36,113千円
4. 受取手形割引高 162,199千円
5. 事業年度末日満期手形  
事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日が休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。  
当事業年度末日満期手形の金額は、次の通りであります。
- |      |         |
|------|---------|
| 支払手形 | 1,220千円 |
|------|---------|

6. 土地の再評価  
 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
 再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出しております。
- 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
7. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
 短期金銭債権 413,217千円  
 短期金銭債務 40,114千円
8. 取締役及び監査役に対する金銭債務  
 長期金銭債務 55,475千円

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引高  
 売 上 高 1,528,979千円  
 仕 入 高 377,919千円  
 販売費及び一般管理費 10,345千円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高 196,880千円
3. 減損損失  
 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
長野県松本市	遊休資産	建物

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分を単位に、遊休資産については、個別の物件毎にグルーピングし、減損損失の判定を行っております。  
 当該資産については、売却計画が具体的になったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（32,032千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物32,032千円であります。  
 なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却予定価額により評価しております。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,077,162株	1,760株	3,000株	1,075,922株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,760株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,000株は、ストックオプションの行使による減少であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産(流動)

商 品	16,172千円
未 払 事 業 税	486千円
賞 与 引 当 金	39,125千円
未 払 費 用	12,026千円
そ の 他	148千円
計	67,958千円

### 繰延税金資産(固定)

長 期 未 払 金	19,758千円
退 職 給 付 引 当 金	120,284千円
投資有価証券評価損	24,564千円
関係会社株式評価損	97,607千円
減 損 損 失	46,342千円
減 価 償 却 費	76,037千円
そ の 他	65,094千円
計	449,687千円

繰延税金資産小計 517,646千円

評 価 性 引 当 額 △174,879千円

繰延税金資産合計 342,767千円

### 繰延税金負債(固定)

その他有価証券評価差額金 △51,413千円

計 △51,413千円

繰延税金負債合計 △51,413千円

繰延税金資産の純額 291,354千円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両・事務用機器の一部につきましてはリース契約により使用しています。

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	870円20銭
2. 1株当たりの当期純利益	10円41銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

### 退職給付関係

#### 退職給付制度の概要

退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、確定給付企業年金制度に加入しております。

#### 1. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△610,874千円
年金資産残高	273,753千円
退職給付引当金	<u>△337,120千円</u>

#### 2. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	34,389千円
総合設立型 厚生年金基金掛金	37,601千円
退職給付費用	<u>71,991千円</u>

#### 3. 複数事業主制度による企業年金に関する事項

当社は総合設立型の厚生年金基金（ナオリ厚生年金基金）に加入しておりましたが、将来的な運用環境等を勘案し財務面に与える影響を軽減すべく、平成24年10月15日付にて脱退しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月21日

東海エレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 伸 文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海エレクトロニクス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月21日

東海エレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 伸 文 ㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、東海エレクトロニクス株式会社の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 58 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 58 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月27日

東海エレクトロニクス株式会社 監査役会

常勤監査役 梶 田 洋 志 ㊞

監 査 役 日 下 部 康 生 ㊞

監 査 役 高 橋 清 八 ㊞

監 査 役 松 永 忠 良 ㊞

監査役 日下部 康生、監査役 高橋 清八、監査役 松永 忠良は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の一層の充実・強化を図り、業績に裏づけされた安定的且つ継続的な配当を株主様へ行うことを経営の重要課題と考えております。

第58期の業績を総合的に勘案した結果、期末配当金を8円とさせていただき、また、その他の剰余金は、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおり処分させていただきたいと存じます。

#### (1) 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 85,803,152円

(ご参考) 中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金16円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日

#### (2) 剰余金の処分に関する事項

##### ① 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

##### ② 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- ② 将来の業容拡大に備え、当社及び国内子会社、ならびに海外子会社の業務領域と責任者を明確にし、経営体質の充実強化に備えるため、第20条（取締役の員数）を10名以内から13名以内に改めるものであります。
- ③ 機動性を高め意思決定を早めるため、取締役会の運営を取締役会の決定により柔軟に行うことができるように、第25条（取締役会の招集権者及び議長）について所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. つぎの物品の売買、及び輸出入業イ. 電子応用機械・機器 ロ. 情報関連機器 ハ. 自動制御機器・空調用機器及び工業用計器 (新設)</p> <p>ニ. <u>銅合金・無酸素銅・プリント配線・基板</u></p> <p>ホ. <u>合成樹脂の成型材料</u></p> <p>ヘ. <u>硝子繊維</u> (新設)</p> <p>2. <u>前各号の機械・機器・材料の開発加工・修理及び関連する計装工事</u></p> <p>3. <u>前各号に関する一切の業務</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;中</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">&lt;中</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. つぎの物品の売買、及び輸出入業イ. 電子応用機械・機器 ロ. 情報関連機器 ハ. 自動制御機器・空調用機器及び工業用計器</p> <p>ニ. <u>半導体装置及び集積回路、素材、その他の関連用品</u></p> <p>ホ. <u>銅合金・無酸素銅・プリント配線・基板</u></p> <p>ヘ. <u>合成樹脂の成型材料</u></p> <p>ト. <u>硝子繊維</u></p> <p>2. <u>第1号に関連するシステム及びソフトウェアの開発・設計、販売並びに輸出入</u></p> <p>3. <u>第1号に定めた機械・機器・材料の開発加工・修理及び関連する計装工事</u></p> <p>4. <u>前各号に関する一切の業務</u></p> <p style="text-align: right;">略&gt;</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>13</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">略&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>1. 本定款は昭和 30 年 5 月 24 日から実施する。 昭和 32 年 5 月 10 日改訂 (中略) 平成 23 年 10 月 1 日改訂 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会規程</u>に定められた<u>取締役</u>が招集し議長となる。<u>取締役会規程</u>に定められた<u>取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>1. 本定款は昭和 30 年 5 月 24 日から実施する。 昭和 32 年 5 月 10 日改訂 (中略) 平成 23 年 10 月 1 日改訂 <u>平成 25 年 6 月 26 日改訂</u></p>

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。次世代に向けた総合的な戦略を展開し、更なる経営の強化を図るため、取締役を1名増員することとし、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおくら ひでさく 大倉 偉作 (昭和21年2月25日生)	昭和39年3月 当社入社 昭和54年6月 当社取締役営業本部長に就任 昭和59年6月 当社常務取締役名古屋営業本部長に就任 昭和61年3月 当社取締役副社長に就任 昭和61年4月 当社代表取締役副社長に就任 平成5年4月 当社代表取締役社長に就任 平成25年4月 当社代表取締役会長に就任(現任)	171,090株
2	おおくら しん 大倉 慎 (昭和47年9月12日生)	平成10年4月 沖電気工業(株)入社 平成18年4月 当社入社 平成21年2月 当社営業本部 マーケティンググループ グループリーダー 平成22年1月 当社執行役員総合企画本部長 平成22年6月 当社常務取締役総合企画本部長に就任 平成23年4月 当社常務取締役営業推進担当に就任 平成23年6月 当社代表取締役副社長に就任 平成25年4月 当社代表取締役社長 兼 管理本部長(情報・I R・C S R・危機管理担当)に就任(現任)	26,170株
3	しもこし けんいち 霜 越 憲一 (昭和30年5月3日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役執行役常務営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長に就任 平成19年10月 当社常務取締役営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長に就任 平成21年6月 当社常務取締役営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長 兼 名古屋支店長に就任 平成22年4月 当社常務取締役営業本部副本部長 兼 デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長 兼 名古屋支店長に就任 平成23年4月 当社常務取締役営業本部長(品質・環境担当)に就任 平成23年6月 当社専務取締役営業本部長(品質・環境担当)に就任 平成25年4月 当社専務取締役国内営業本部長 兼 マーケティング本部長(品質・環境担当)に就任(現任)	5,971株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ささかわ つよし 笹川 剛 (昭和30年11月25日生)	昭和55年4月 ㈱東海銀行(現:㈱三菱東京UFJ銀行)入行 同行岡崎支社長 他歴任 平成21年3月 当社出向 平成21年4月 当社管理本部副本部長 兼 管理グループ グループリーダー 平成21年6月 当社転籍 当社常務取締役管理本部部長 兼 管理グループ グループリーダー(情報・IR・CSR担当)に 就任 平成22年6月 当社常務取締役管理本部部長 兼 管理部 部長(情 報・IR・CSR・危機管理担当)に就任 平成23年6月 当社専務取締役管理本部部長 兼 管理部 部長(情 報・IR・CSR・危機管理担当)に就任 平成25年4月 当社専務取締役海外営業本部部長に就任(現任)	6,230株
5	ささい けんじ 笹井 賢次 (昭和36年1月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役執行役常務営業本部デバイス・ソリ ューション関東・甲信越カンパニー長 兼 東京 支店長に就任 平成19年10月 当社常務取締役営業本部デバイス・ソリューシ ョン関東・甲信越カンパニー長 兼 東京支店長 に就任 平成20年8月 当社常務取締役営業本部デバイス・ソリューシ ョン関東・甲信越カンパニー長 兼 東京支店長 (品質副担当)に就任 平成21年4月 当社常務取締役営業本部オーバーシーズ・ソリ ューションカンパニー長 兼 アメリカグループ グループリーダー 兼 TOKAI PRECISION AMERICA, LTD. 代表取締役社長に就任 平成24年6月 当社常務取締役営業本部オーバーシーズ・ソリ ューションカンパニー長 兼 アメリカグループ グループリーダーに就任 平成25年4月 当社常務取締役海外営業本部オーバーシーズ・ ソリューションカンパニー長 兼 アメリカグル ープグループリーダーに就任(現任)	10,648株
※6	もりた まこと 森田 誠 (昭和33年6月22日生)	昭和57年4月 ㈱東海銀行(現:㈱三菱東京UFJ銀行)入行 同行名古屋支社長 他歴任 平成24年11月 当社出向 管理本部付 担当部長 平成25年4月 当社転籍 当社執行役員管理本部 副本部長 兼 管理部 部 長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	まきしま けんじ 牧島賢治 (昭和40年3月17日生)	<p>昭和63年4月 当社入社</p> <p>平成15年6月 当社執行役員営業本部A Aカンパニー(現:オーバーシーズ・ソリューションカンパニー)東海精工(香港)有限公司 代表取締役社長</p> <p>平成18年4月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー 八王子支店長</p> <p>平成19年4月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー副カンパニー長 兼 八王子支店長 兼 熊谷支店管掌</p> <p>平成22年4月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー副カンパニー長 兼 東京支店長 兼 東京支店Mデバイス部 部長 兼 営業サポート部 部長(品質副担当)</p> <p>平成23年4月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長 兼 東京支店長(品質副担当)</p> <p>平成23年6月 当社取締役営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長 兼 東京支店長(品質副担当)に就任</p> <p>平成24年1月 当社取締役営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長 兼 品質副担当に就任</p> <p>平成25年4月 当社取締役国内営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー長 兼 名古屋支店長に就任(現任)</p>	6,165株
8	いだ こうじ 井田光治 (昭和38年7月20日生)	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成15年4月 当社営業本部中部関西ブロック小牧支店長</p> <p>平成20年6月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー安城支店長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長 兼 名古屋支店長</p> <p>平成23年6月 当社取締役営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長 兼 名古屋支店長に就任</p> <p>平成24年10月 当社取締役営業本部デバイス・ソリューション中部・関西第1カンパニー長 兼 名古屋支店長に就任</p> <p>平成25年4月 当社取締役国内営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長(品質副担当)に就任(現任)</p>	6,031株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※9	すずき あきひろ 鈴木章浩 (昭和44年7月3日生)	平成4年4月 当社入社 平成20年7月 当社営業本部デバイス・ソリューション中部・ 関西カンパニー名古屋支店Sデバイスグループ グループリーダー 平成21年8月 当社営業本部デバイス・ソリューション中部・ 関西カンパニー名古屋支店Sデバイス第1グル ープグループリーダー 平成22年4月 当社営業本部デバイス・ソリューション中部・ 関西カンパニー名古屋支店Sデバイス第1部 部長 平成23年6月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューショ ン中部・関西カンパニー名古屋支店Sデバイス 第1部部長 平成24年10月 当社執行役員営業本部デバイス・ソリューショ ン中部・関西第2カンパニー長 兼 Sデバイス 第1部部長 平成25年4月 当社執行役員国内営業本部デバイス・ソリュー ション中部・関西第2カンパニー長 兼 マーケ ティング本部 車載営業推進部 部長 (現任)	1,844株
※10	にしで えいじ 西出英司 (昭和43年2月3日生)	昭和61年4月 当社入社 平成19年2月 当社管理本部経理グループ グループリーダー 平成22年4月 当社管理本部経理部 部長 平成23年6月 当社執行役員管理本部経理部 部長 (現任)	3,239株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成25年3月31日現在の状況を記載しており、役員持株会及び従業員持株会での持分を合算しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、数井 恒彦氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かずい つねひこ 数井 恒彦 (昭和14年1月11日生)	昭和44年4月 弁護士登録(愛知県弁護士会所属) 岩田孝法律事務所 入所 昭和46年4月 数井法律事務所開設 昭和62年9月 不二法律事務所開設 現在に至る	一株

- (注) 1. 当社は不二法律事務所と顧問契約を締結しております。  
2. 数井 恒彦氏は社外監査役候補者であります。

3. 数井 恒彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるためであります。また同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。  
数井 恒彦氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容改定の件

当社は、業績及び株価との連動を高め、株価上昇、下落によるメリット、リスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるため、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。

平成19年6月28日開催の第52期定時株主総会におきまして、当社の取締役の報酬額は、当該月額取締役報酬とは別枠にして報酬等の額として年額20,000千円以内の範囲内で新株予約権を発行すること、平成22年6月25日開催の当社第55期定時株主総会におきまして、新株予約権の総数の上限を24個、新株予約権の目的である株式の種類及び数の上限を当社普通株式24,000株とする旨のご承認をいただき、今日に至っております。

### (1) 提案の理由

第3号議案の取締役10名選任の件が承認されますと、現在の取締役9名より1名増加し10名となります。また、平成25年4月1日付けの取締役の人事異動により割り当て数に変更になったことに伴い、第3号議案の承認を条件に割り当てる新株予約権の総数の上限を30個、新株予約権の目的となる株式の種類及び数を普通株式30,000株とすることにつきましてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まないものとします。

### (2) 新株予約権の具体的な内容

当社取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は、以下の内容といたします。

#### ① 新株予約権の総数

30個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

#### ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式30,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

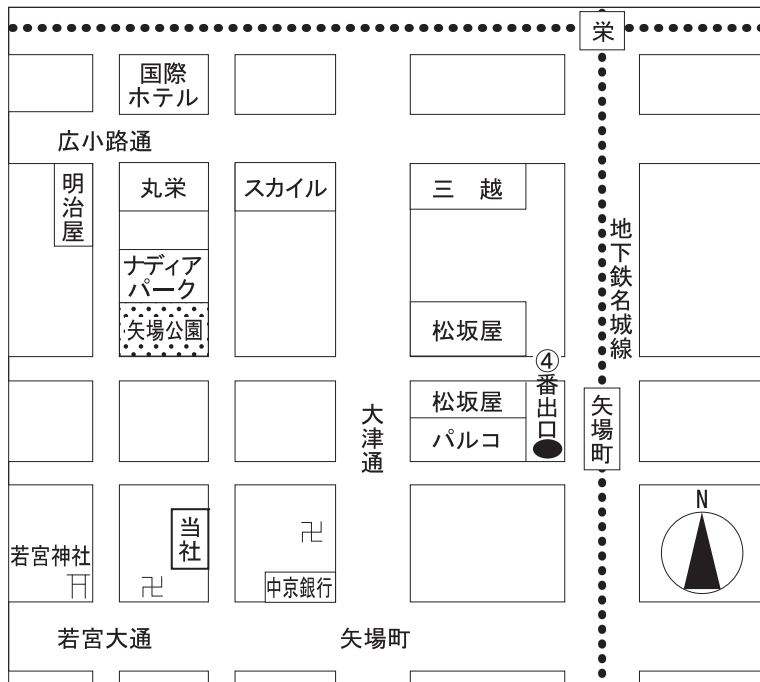
なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合等を行なうことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行なうことができるものとする。

- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割当てる日の翌日から平成65年7月10日までとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
  - ア. 新株予約権者は、上記④の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である権利行使開始日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
  - イ. 前記ア.にかかわらず、新株予約権者は平成64年7月10日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成64年7月11日から平成65年7月10日までに新株予約権を行使できるものとする。
  - ウ. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - エ. その他の新株予約権の行使条件については、本定時株主総会決議および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

以上

## 株主総会会場ご案内図

場 所 名古屋市中区栄三丁目34番14号  
当社本社 7階A会議室  
電 話 052-261-3211 (代表)  
交通機関 地下鉄「名城線」矢場町駅 下車④番出口



(注) なお、当日会場には駐車場のご用意がございません。ご了承下さい。